

ICT活用工事（舗装工）実施要領

令和7年8月1日

大阪府都市整備部

1. ICT活用工事

1-1 概要

本要領は、大阪府都市整備部（住宅建築局を除く。）が発注する工事において、「ICT活用工事（舗装工）」を実施するため、必要な事項を定めたものである。

1-2 ICT施工技術の具体的内容

ICT施工技術の具体的内容については、以下の①～⑤によるものとし、関連要領等については、最新のものを適用するものとする。

※関連要領等（国土交通省のホームページ「要領関係等（ICTの全面的な活用）」）

https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000051.html

① 3次元起工測量

起工測量において、3次元測量データを取得するため、以下1)～4)から選択（複数選択可）して測量を行うものとする。

起工測量にあたっては、標準的に面計測を実施するものとするが、前工事または設計段階での3次元データが活用できる場合等においては、管理断面及び変化点の計測による測量が選択できるものとし、ICT活用工事とする。

- 1) 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 2) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 3) TS等光波方式を用いた起工測量
- 4) TS（ノンプリズム方式）を用いた起工測量

② 3次元設計データ作成

1-2①で計測した測量データと、発注者が貸与する発注図データを用いて、ICT建設機械による施工及び3次元出来形管理を行うための3次元設計データを作成する。

なお、発注者が貸与する3次元データを活用する場合も、ICT活用工事とする。

③ ICT建設機械による施工

1-2②で作成した3次元設計データを用い、以下1)に示すICT建設機械により施工を実施する。位置・標高をリアルタイムに取得するにあたっては、国土地理院の電子基準点のほか、国土地理院に登録された民間等電子基準点を活用することができる。

なお、位置情報サービス事業者が提供する位置情報サービスの利用においては、当該サービスが国家座標に準拠し、かつ、作業規程の準則（令和7年3月31日 国土交通省告示第240号）付録1 測量機器検定基準2-6の性能における検定基準を満たすこと。

1) 3次元MC建設機械

※MC:「マシンコントロール」の略称

建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分に基づき建設機械の作業装置を自動制御する3次元マシンコントロール技術を用いて、敷均しを実施する。

ただし、現場条件により、ICT建設機械による施工が困難又は非効率となる場合は監督職員との協議の上、従来型建設機械による施工を実施してよいものとするが、丁張設置等には積極的に3次元設計データ等を活用するものとする。

④ 3次元出来形管理等の施工管理

1-2③による工事の施工管理において、以下に示す方法により、出来形管理を実施する。

(1) 出来形管理

出来形管理にあたっては、出来形管理図表（ヒートマップ）を作成し、出来形の良否を判定する管理手法（面管理）とし、以下1)～2)から選択（複数選択可）して実施するものとする。なお、面管理とは出来形管理の計測範囲において、1m間隔以下（1点/m²以上）の点密度が確保できる出来形計測を行い、3次元設計データと計測した各ポイントとの離れを算出し、出来形の良否を面的に判定する管理手法のことをいう。

また、舗装工における出来形管理にあたっては、以下1)～2)を原則とするが、現場条件等により以下3)～4)の出来形管理を選択して面管理を実施してもよい。（ただし「3次元出来形管理・3次元データ納品費用、外注経費等の費用」の対象外となるので注意すること）

- 1) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 2) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 3) TS等光波方式を用いた出来形管理
- 4) TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理

また、出来形管理のタイミングが複数回にわたることにより一度の計測面積が限定される等、面管理が非効率になる場合は、監督職員との協議の上、管理断面及び変化点の計測による出来形管理を選択してもICT活用工事とする。

⑤ 3次元データの納品

1-2①②④により作成した3次元データを完成図書として電子納品する。

1-3 ICT活用工事の対象工事

ICT活用工事の対象工事（発注工種）は「舗装工事」、「土木一式工事」を原則とし、以下(1)～(3)に該当する工事とする。

(1) 対象工種・種別

ICT活用工事の対象は、工事工種体系ツリーにおける以下とする。

《表－１ ＩＣＴ活用工事の対象工種種別》

工事区分	工 種	種 別
・ 舗装 ・ 水門	舗装工	・ アスファルト舗装工 ・ 半たわみ舗装工 ・ 排水性舗装工 ・ 透水性舗装工 ・ グースアスファルト舗装工 ・ コンクリート舗装工
・ 築堤・護岸 ・ 堤防護岸 ・ 砂防堰堤	付帯道路工	

(2) 適用対象外

- ・ 歩道部の施工及び供用区間で通行規制を伴う車道部の施工は適用対象外とする。
- ・ 従来施工において、舗装工の土木工事施工管理基準（出来形管理基準及び規格値）を適用しない工事は適用対象外とする。

(3) 対象規模

ＩＣＴ活用工事（舗装工）の対象規模は、１－３（１）対象工種を条件とし、数量は「２－１発注方式」に記載のとおりとする。

２． ＩＣＴ活用工事の実施方法

２－１ 発注方式

ＩＣＴ活用工事の発注は、原則として以下（１）～（３）によるものとするが、ＩＣＴ施工技術の活用が困難な場合及びＩＣＴ施工技術を活用しても建設現場の作業性の向上が見込まれない場合、ＩＣＴ建設機械の普及状況など工事内容及び現場条件等を勘案し決定する。

(1) 発注者指定（完全）型

- 以下の条件を目安として、発注者が設定した舗装工を含む工事に適用する。
 - ・ 予定価格（消費税を含む）が概ね 2.0 億円以上の工事
 - ・ 予定価格（消費税を含む）が概ね 0.25 億円以上かつ、路盤面積 3,000m² 以上の工事
- ＩＣＴの活用範囲は、施工プロセスのうち①～⑤を必須とする。

(2) 発注者指定（一部）型

- 以下の条件を目安として、発注者が設定した舗装工を含む工事に適用する。
 - ・ 予定価格が概ね 0.35 億円以上 2.0 億円未満かつ路盤面積 3000m² 未満の工事
 - ・ 予定価格（消費税を含む）が概ね 0.25 億円以上 0.35 億円未満かつ、路盤面積 1,000m² 以上 3,000m² 未満の工事
- ＩＣＴの活用範囲は、施工プロセスのうち①②④⑤を必須とする。

(3) 施工者希望型

- (1) (2) 以外で舗装工を含む工事に適用する。

2-2 ICT活用工事の実施協議

ICT活用工事の実施にあたっては計画段階で以下のとおり協議を行うものとする。また、実施段階で得られた各種データおよび検討内容は発注者に十分説明し共有するものとし、施工計画検討会や協議等に積極活用するものとする。

(1) 発注者指定（完全）型

受注者は、ICTの活用内容等について発注者と別紙「ICT活用工事計画書」により協議する。

(2) 発注者指定（一部）型

受注者は、ICTの活用内容等について発注者と別紙「ICT活用工事計画書」により協議するとともに、発注者が指定した当初の活用範囲を受注者の提案・協議により拡大することができる。

(3) 施工者希望型

受注者は、対象工事のうちICTを活用した工事を行う希望がある場合、発注者へ別紙「ICT活用工事計画書」により協議を行い、協議が整った場合にICT活用工事（舗装工）として実施することができる。

3. 工事成績評価における措置

ICT活用施工を実施した場合、発注方式に関わらず、創意工夫項目で加点評価するものとする。

□ ICT活用工事加点として起工測量から電子納品までの何れかの段階でICTを活用した工事（電子納品のみは除く）

※本項目は1点の加点とする。

□ ICT活用工事加点として起工測量から電子納品までの全ての段階でICTを活用した工事

※本項目は2点の加点とする。

※ICT活用による加点は最大2点の加点とする。

なお、工事目的物である舗装工においてICT施工を採用しない工事の成績評価については、本項目での加点対象とせず、併せて以下（1）～（3）を標準として減点を行うものとする。

ただし、以下についてはICT活用工事として評価して未履行の減点対象としない。

- 1) 起工測量において、前工事及び設計段階での3次元納品データが活用できる場合等の管理断面及び変化点の計測による測量
- 2) 現場条件により、③ICT建設機械による施工が困難又は非効率となる場合の、従来型建設機械による施工
- 3) 出来形管理のタイミングが複数回にわたることにより一度の計測面積が限定される等、面管理が非効率になる、及び降雪・積雪等により面管理が実施できない等の理由により、管理断面及び変化点の計測による出来形管理を実施した場合

なお、面管理とは出来形管理の計測範囲において、1 m間隔以下（1 点/m²以上）の点密度が確保できる出来形計測を行い、3 次元設計データと計測した各ポイントとの離れを算出し、出来形の良否を面的に判定する管理手法のことをいう。

（１）発注者指定型

I C T活用工事が実施されなかった場合は、I C T活用工事に必要な経費を減額した上で、契約違反として工事成績評定から措置の内容に応じて減点する。ただし、I C T機器やI C T建設機械が手配できない場合や、I C T建設機械により施工できない場合がある等、受注者の責によらない場合はこの限りではない。

（２）施工者希望型

工事契約後の受注者からの提案によりI C T活用施工を行うため、実施されなかった場合においても、工事成績評定における減点は行わない。

4. I C T活用工事の導入における留意点

受注者が円滑にI C T施工技術を導入し、活用できる環境整備として、以下を実施するものとする。

4－１ 施工管理、監督・検査の対応

I C T施工を実施するにあたって、国土交通省が定めている「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」及び各種「出来形管理の監督・検査要領（案）」に則り、監督・検査を実施するものとする。

監督職員及び検査職員は、活用効果に関する調査等のために別途費用を計上して二重管理を実施する場合を除いて、受注者に従来手法との二重管理を求めない。

4－２ 3 次元設計データ等の貸与

発注者は、3 次元設計データ作成に必要となる詳細設計において作成したC A Dデータを受注者に貸与するほか、I C T施工技術の活用を実施する上で有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、施工区間の前後を含め必要な範囲を積極的に受注者に貸与するものとする。

4－３ 工事費の積算

積算は以下によるものとする。なお、当該年度のI C T活用工事積算要領がある場合は当該年度の8 月1日から適用するものとし、ない場合は最新版を適用するものとする。また、「土木工事標準積算基準書」等、建設工事積算基準（大阪府都市整備部）に読替がある場合は、適宜それによって読替を行うものとする。

※ I C T活用工事積算要領は大阪府ホームページを参照すること。

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o130030/jigyokanri/giken/ict.html>

(1) 発注者指定型における積算方法

発注者は、発注に際して以下1)に基づく積算を実施するものとする。

受注者が、舗装工以外の工種に関するICT活用について監督職員へ提案・協議を行い協議が整った場合、また、舗装工についてもICT活用に関する具体的な工事内容及び対象範囲の協議がなされ、それぞれの協議が整った場合、ICT活用施工の実施に関わる項目については、各段階を設計変更の対象とし、以下1)に基づく積算に落札率を乗じた価格により契約変更を行うものとする。

なお、ICT活用について協議を行う際には、「1-2①~④」にかかるそれぞれの数量及び対象範囲を明示するものとする。

1) ICT活用工事（舗装工）積算要領

また、現行基準による設計ストック等によりICT活用工事を発注する場合、受注者に3次元起工測量及び3次元設計データ作成を指示するとともに、3次元起工測量経費及び3次元設計データ作成経費について見積り提出を求め、協議の上で設計変更するものとする。

(2) 施工者希望型における積算方法

発注者は、従来積算基準に基づく積算を行い、発注するものとするが、契約後の協議において受注者からの協議によりICT施工を実施する場合、ICT施工を実施する項目については、各段階を設計変更の対象とし、以下1)に基づく積算に落札率を乗じた価格により契約変更を行うものとする。

なお、ICT活用について協議を行う際には、「1-2①~④」にかかるそれぞれの数量及び対象範囲を明示するものとする。

1) ICT活用工事（舗装工）積算要領

また、現行基準による設計ストック等によりICT活用工事を発注する場合、受注者に3次元起工測量及び3次元設計データ作成を指示するとともに、3次元起工測量経費及び3次元設計データ作成経費について見積り提出を求め、協議の上で設計変更するものとする。

4-4 現場見学会・講習会の実施

受注者は、発注者から指示があった場合は、ICT活用工事の推進を目的に官民等を対象とした現場見学会・講習会を実施するものとする。

また、普及状況を勘案したうえで、より実践的な講習会等の開催についても検討するものとする。

4-5 対象工事の報告

ICT舗装工を発注者指定型として発注する際は、監督職員から技術管理課へ連絡することとする。また、受注者からICT舗装工を希望する旨の申し出があった際は、監督職員から技術管理課へ連絡することとする。

技術管理課は、発注状況等の調査を適宜行い、調査結果をとりまとめることとする。

4－6 アンケートへの協力

受注者は、完了届提出から完了検査までの間に別紙の「ＩＣＴ活用工事実施にかかるアンケート調査」を提出するものとする。

5. その他

この要領に定めない事項については、別途定めることができる。